

1/12(火)に福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）について公表されましたのでお知らせいたします。

● 交付対象店舗

福島県に所在し通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ・ 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
- ・ 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースを除く

詳しい内容については[福島県HP](#)にてご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>

～お問合せ先～

福島県時短要請コールセンター（平日のみ）

電話024-521-8622（受付時間：午前9時～午後5時）